



長野県告示第480号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成15年10月9日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 起業者の名称
社会福祉法人大樹会
- 2 事業の種類
痴呆性高齢者グループホームあおき（仮称）建設事業
- 3 起業地
 - (1) 収用の部分
小県郡青木村大字田澤字前沖地内
 - (2) 使用の部分
なし
- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）
痴呆性高齢者グループホームあおき（仮称）建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法による社会福祉事業の用に供する施設に関する事業に該当する。
 - (2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）
本件事業の起業者は、施設の建設について理事会の議決を得ており、また、事業遂行について必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。
 - (3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）
ア 本件事業の施行により得られる利益
痴呆性高齢者グループホームは、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の2第5項に規定する痴呆対応型老人共同生活援助事業を行うための施設であって、長野県老人保健福祉計画・第2期介護保険事業支援計画では、上小圏域（上田市及び小県郡をいう。以下同じ。）における痴呆性高齢者グループホームの整備目標を定員125人（平成19年度）としている。現在、上小圏域内においては、同種の施設の合計定員は97人（11施設）となっている。
しかしながら、青木村には同種の施設がなく、また、上小圏域内の施設はいずれも定員を満たしていることから、青木村内の痴呆性高齢者は入所希望があっても自宅待機をしてお

り、痴呆性高齢者を家庭で介護している者にとっては、痴呆性高齢者の行動障害等により、心身に負担がかかる状況になっている。

今回、痴呆性高齢者グループホームあおき（仮称）を建設することにより、痴呆性高齢者が家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることができ、痴呆症状の進行が穏やかになることが期待できるとともに、家庭で介護している者の負担軽減につながることとなる。

イ 本件事業の施行による影響

痴呆性高齢者グループホームの立地に当たっては、生活感のある環境であることが望ましいとの観点等から、青木村の中心部付近から候補地を選定したものである。起業地に隣接して、起業者の設置する特別養護老人ホームや青木村の設置する高齢者生活福祉センター等の福祉施設が集積していることから、付近の土地利用に与える影響は軽微であると認められる。

ウ 起業地の範囲

本件事業により建設する施設は、厚生労働省令で定める痴呆対応型共同生活介護の設備基準に従っており、適正であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められ、さらに、ウで述べたように、起業地の範囲も本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められる。

以上から、申請事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

上小圏域においては、痴呆性高齢者グループホームの整備目標に達していない状況にある。また、青木村内には同種の施設がなく、痴呆性高齢者グループホームへの入所希望があっても自宅待機をしている状況にあることから、新たに施設を建設するために土地を収用する公益上の必要があると認められる。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所
青木村役場

企 画 課

長野県告示第481号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関からその業務を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年10月9日

長野県知事 田 中 康 夫

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
筑北耳鼻咽喉科医院	東筑摩郡坂北村2183-1坂北村総合福祉センター内	平成15年8月31日
フォルサム木曽福島薬局	木曽郡木曽福島町字上島5396	平成15年8月31日
中央啓明診療所	上田市中央4丁目14-5	平成15年6月1日

厚生課

長野県告示第482号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次のとおり指定しました。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
木曾福島サティ薬局	木曾郡木曾福島町字上島5396	平成15年9月1日
医療法人社団スマイル スマイルこどもクリニック松本院	松本市本庄2-2-3	平成15年8月12日
かみさと薬局	飯田市上郷黒田1436-1	平成15年10月1日
新井耳鼻咽喉科医院	伊那市大字伊那部6613-1	平成15年9月1日
秋城医院花の道クリニック	駒ヶ根市赤穂16621-5	平成15年9月1日
細田眼科医院	茅野市本町西15-32	平成15年10月1日
ナミキ歯科医院	塩尻市大門並木町 600-1 第1イワサビル101	平成15年10月1日
こぶし薬局	佐久市大字岩村田1311番地10	平成15年10月1日

厚生課

長野県告示第483号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の規定により準用する第49条の規定により、同法による医療扶助のための施術を担当する施術者として、次のとおり指定しました。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

施術所

名 称	所 在 地	廃止年月日
北條鍼灸マッサージ治療院	南安曇郡豊科町大字南穂高3021-3	平成15年9月1日

厚生課

長野県告示第484号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、指定を受けた指定医療機関から名称等が変更になった旨、次のとおり届出がありました。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変更年月日
		新	旧	
小諸東のぞみ薬局	小諸市御幸町二丁目2番26号	小諸市御幸町二丁目2番26号	小諸市大字加増313番地3	平成15年9月1日

厚生課

長野県告示第485号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者からその事業所を廃止する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 通所リハビリテーション

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
矢嶋内科医院デイケアサービス	茅野市ちの3494番地	平成15年4月30日

(2) 短期入所療養介護

事業所の名称	所在地	廃止した年月日
桔梗ヶ原病院	塩尻市宗賀1295番地	平成15年10月1日

高齢福祉課

長野県告示第486号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ヘルパーステーションレインボーわかつき	長野市大字若槻団地1-508	平成15年10月1日
訪問介護事業所にぎやか	上水内郡信濃町大字柏原2466番地10	” ”
有限会社しらかば薬局	松本市大字今井3257番地5	” ”

(2) 訪問入浴介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
株式会社コムスン鼎ヶアセンター	飯田市鼎名古熊2295番地1	平成15年10月1日
株式会社コムスン大手ヶアセンター	松本市大手1丁目3番28号	” ”

(3) 訪問リハビリテーション

事業所の名称	所在地	指定した年月日
老人保健施設フラワーハイツ	駒ヶ根市赤穂3249番地4	平成15年10月1日

(4) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
宅老所みみずく	茅野市ちの字丁田2761番9	平成15年10月1日
有限会社穂乃家	諏訪郡下諏訪町社6534番地4	” ”
かりんの里デイサービスセンターこもれび	諏訪市豊田文出310番3号	” ”
宅幼老所あんだんて	小諸市相生町3丁目1番地7号	” ”
おとなりの縁側つゆくさの家	東筑摩郡朝日村大字西洗馬1617番地	” ”
デイサービスつりがね草	松本市芳川野溝806番地	” ”
宅幼老所のざわ	佐久市野沢219番地17	” ”
宅老所和楽	北佐久郡望月町大字春日2700番地1	” ”
介護のしおや	下伊那郡喬木村534番地1	” ”

(5) 短期入所療養介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
川西赤十字病院	北佐久郡望月町大字望月318番地	平成15年10月1日
栗田病院	長野市栗田695番地	” ”

(6) 痴呆対応型共同生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
グループホームかみやまだ敬老園	千曲市大字上山田2871番地1	平成15年10月1日
松本西グループホームふれあいの家	松本市大字笹賀5514番地6	” ”

(7) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ナルコ薬品株式会社	松本市南原1丁目2番3号	平成15年10月1日
株式会社コムスン長野ケアセンター	長野市平林73番地1	” ”
有限会社ピュアライフ	長野市大字高田532番地7	” ”

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
アイリスケアセンター稲里	長野市稲里町中央1丁目6番7号	平成15年10月1日

高齢福祉課

長野県告示第487号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項の規定による指定介護療養型医療施設の指定を、次のとおり行いました。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

指定介護療養型医療施設

施設の名称	所在地	指定した年月日
栗田病院	長野市栗田695番地	平成15年10月1日
川西赤十字病院	北佐久郡望月町望月318番地	” ”

高齢福祉課

長野県告示第488号

介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、指定介護療養型医療施設からその事業の指定を辞退する旨、次のとおり届出がありました。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

事業所の名称	所在地	指定を辞退した年月日
桔梗ヶ原病院	塩尻市宗賀1295番地	平成15年10月1日

高齢福祉課

長野県告示第489号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

1 (1) 保安林予定森林の所在場所

上水内郡鬼無里村大字鬼無里字上土倉16931の3、16945、16947、16948

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。字上土倉16945（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 保安林予定森林の所在場所

伊那市大字富島6813の1、6813の2、6814の1、上伊那郡高遠町大字上山田505の1、505の2、511の3、辰野町大字樋口字樋ノ沢42の1（次の図に示す部分に限る。）、下伊那郡松川町生田5113の69、5113の82、阿南町字和合442、445、446の1、446の2、平谷村737の440から737の443まで、根羽村4779、4780、4782の1、4782の2、4788の2、4789、4918の84、4918の177、4918の508、天龍村平岡2046の5から2046の7まで、2046の10、2046の11、木曾郡開田村大字西野52の98、52の99、52の102、52の103、北安曇郡美麻村26127、26296の1、字滝下26118から26126まで、字家ノ下26128、字家ノ脇26129の1、26129のロ、26130、字家ノ上26131、26132の1、26132の2、26136、字洞法口26133、26146から26150まで、字洞法26135の1から26135の3まで、26135のイの1、26135のイの2、26135のイの9、字道下26151、字唐沢26153、26281の1、26181の2、26297の1、字矢塚26159のイ、字見透26160、字松ノ木畑26166、字登り口26167、字入ノ山26168の1、26168の2、26168のイ、字日影26177、字大畑上26178から26180まで、字大畑26181の1、26181の2、26181のロ、26182、字梨子畑26183、字新道26185のロ、字雷電26269のロの1、字二又26273の1、字小岩嶽口26280のロの2、26281のイ、字牛首下26283、字畔畑26292から26294まで、字松ノ木原26297のロ、更級郡大岡村字安賀南甲5381のイ、甲5381のロ、甲5382、甲5383、甲5388、甲5389のイ、甲5390、甲5396の1、甲5396の3、甲5399の1、甲5399の3、甲5400、甲5402の1、甲5402の2、字原田甲1652の1、甲1653、字中挾北乙1115、乙1125の1、上水内郡信州新町大字山穂刈字牧之平7988のハ、7989の1、7989のイ、7990、7991、7993、8003から8005まで、8007、8011、8012、8013の1、8013の2、8014から8019まで、8020のイの1、8020のイの2、8020のロ、8021のイ、鬼無里村大字鬼無里字あしで13801の1、13803の1、13803の3、13804、中条村大字御山里字上ノ山2500の1から2500の4まで、2502の1、2502の2、2544の1

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字富県6813の1、6813の2、6814の1、大字上山田505の1、505の2、511の3、字樋ノ沢42の1(次の図に示す部分に限る。)、生田5113の69、5113の82、字和合442、445、446の1、446の2、平谷村737の441・737の442・737の443(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、根羽村4779、4780、4782の1、4782の2、4788の2、4789、4918の84、4918の177、4918の508、平岡2046の5から2046の7まで、2046の10、2046の11、大字西野52の98・52の102・52の103(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)、美麻村26127、26296の1、字滝下26118から26126まで、字家ノ下26128、字家ノ脇26129の1、26129のロ、26130、字家ノ上26131、26132の1、26132の2、26136、字洞法口26133、26146から26150まで、字洞法26135の1から26135の3まで、26135のイの1、26135のイの2、26135のイの9、字道下26151、字唐沢26153、26281の1、26181の2、26297の1、字矢塚26159のイ、字見透26160、字松ノ木畑26166、字登り口26167、字入ノ山26168の1、26168の2、26168のイ、字日影26177、字大畑上26178から26180まで、字大畑26181の1、26181の2、26181のロ、26182、字梨子畑26183、字新道26185のロ、字雷電26269のロの1、字二又26273の1、字小岩嶽口26280のロの2、26281のイ、字牛首下26283、字畔畑26292から26294まで、字松ノ木原26297のロ、字安賀南甲5381のイ、甲5381のロ、甲5382、甲5383、甲5388、甲5389のイ、甲5390、甲5396の1、甲5396の3、甲5399の1、甲5399の3、甲5400、甲5402の1、甲5402の2、字原田甲1652の1、甲1653、字中挾北乙1115、乙1125の1、字牧之平7988のハ、7989の1、7989のイ、7990、7991、7993、8003から8005まで、8007、8011、8012、8013の1、8013の2、8014から8019

まで、8020のイの1、8020のイの2、8020のロ、8021のイ、字あしで13801の1、13803の1、13803の3、13804、字上ノ山2500の1から2500の4まで、2502の1、2502の2、2544の1(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

伊那市大字美篤4374の1、4374の6、上伊那郡宮田村4746の496

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林保全課並びに伊那市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

長野県告示第490号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成15年10月24日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年10月9日

長野県知事 田中康夫

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 152号

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
上伊那郡高遠町大字藤沢6126番の1地先から 上伊那郡高遠町大字藤沢5944番の4地先まで		旧	4.6~16.0 m	0.1260 km
同	上	新	8.0~31.0	0.1245

2(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 361号

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
伊那市大字西箕輪3449番の1地先から 伊那市大字西箕輪3900番の396地先まで	旧	7.0~11.4	0.2199
同 上	新	7.6~16.1	0.2199

3(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 伊那生田飯田線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
伊那市大字東春近74番の4地先から 伊那市大字東春近11番の1地先まで	旧	6.6~15.5	0.2359
同 上	新	9.6~21.8	0.2359

4(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 伊那生田飯田線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
伊那市大字富県8553番の1地先から 伊那市大字富県8697番の6地先まで	旧	5.3~12.2	0.3245
同 上	新	8.3~23.7	0.3225

5(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 南箕輪沢渡線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
伊那市大字西春近2228番の1地先から 伊那市大字西春近2294番地先まで	旧	5.8~12.4	0.2000
同 上	新	5.8~17.4	0.2000

6(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 伊那富辰野停車場線

(3) 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員 m	延 長 km
上伊那郡辰野町大字上辰野878番の1地先から 上伊那郡辰野町大字上辰野1111番のイ地先まで	旧	5.4~11.4	0.1181
同 上	新	11.2~13.0	0.1186

7(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 川上唐木沢線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
	上伊那郡辰野町大字上島1200番の1地先から 上伊那郡辰野町大字上島1649番の1地先まで	旧	6.0~25.8	0.5137
同	上	新	11.4~41.8	0.5119

8(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 伊那駒ヶ岳線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
	伊那市大字伊那3481番の6地先から 伊那市大字伊那3496番地先まで	旧	8.7~16.0	0.2083
同	上	新	8.7~16.0	0.2083

9(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 美篤箕輪線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
	伊那市大字手良沢岡615番の5地先から 伊那市大字手良沢岡1229番地先まで	旧	6.4~12.3	0.1632
同	上	新	6.4~12.3	0.1632

10(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 西伊那線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
	伊那市大字富県532番の24地先から 伊那市大字富県532番の15地先まで	旧	4.8~12.9	0.1320
同	上	新	5.1~20.5	0.1320

11(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 車屋大久保線

(3) 道路の区域

区	間	新旧別	敷地の幅員	延長
			m	km
	伊那市大字東春近3559番の2地先から 伊那市大字東春近4308番地先まで	旧	4.4~11.4	0.3003
同	上	新	6.9~16.8	0.3046

道路維持課

長野県告示第491号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成15年10月24日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県伊那建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成15年10月9日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1(1) 路 線 名 152号
 (2) 供用を開始する区間
 上伊那郡高遠町大字藤沢6126番の1地先から
 上伊那郡高遠町大字藤沢5944番の4地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年10月9日
- 2(1) 路 線 名 361号
 (2) 供用を開始する区間
 伊那市大字西箕輪3449番の1地先から
 伊那市大字西箕輪3900番の396地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年10月9日
- 3(1) 路 線 名 伊那生田飯田線
 (2) 供用を開始する区間
 伊那市大字東春近74番の4地先から
 伊那市大字東春近11番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年10月9日
- 4(1) 路 線 名 伊那生田飯田線
 (2) 供用を開始する区間
 伊那市大字富県8553番の1地先から
 伊那市大字富県8697番の6地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年10月9日
- 5(1) 路 線 名 南箕輪沢渡線
 (2) 供用を開始する区間
 伊那市大字西春近2228番の1地先から
 伊那市大字西春近2294番地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年10月9日
- 6(1) 路 線 名 伊那富辰野停車場線
 (2) 供用を開始する区間
 上伊那郡辰野町大字上辰野878番の1地先から
 上伊那郡辰野町大字上辰野1111番のイ地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年10月9日
- 7(1) 路 線 名 川上唐木沢線
 (2) 供用を開始する区間
 上伊那郡辰野町大字上島1200番の1地先から
 上伊那郡辰野町大字上島1649番の1地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年10月9日
- 8(1) 路 線 名 伊那駒ヶ岳線
 (2) 供用を開始する区間
 伊那市大字伊那3481番の6地先から
 伊那市大字伊那3496番地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年10月9日
- 9(1) 路 線 名 美篤箕輪線
 (2) 供用を開始する区間
 伊那市大字手良沢岡615番の5地先から
 伊那市大字手良沢岡1229番地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年10月9日

- 10(1) 路 線 名 西伊那線
 (2) 供用を開始する区間
 伊那市大字富県532番の24地先から
 伊那市大字富県532番の15地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年10月9日
- 11(1) 路 線 名 車屋大久保線
 (2) 供用を開始する区間
 伊那市大字東春近3559番の2地先から
 伊那市大字東春近4308番地先まで
 (3) 供用を開始する期日 平成15年10月9日

道路維持課